



2018年
7月
189号



連合鶴岡田川

編集発行
連合山形鶴岡田川
地域協議会
鶴岡市泉町8-57
TEL 0235-25-8605
労働組合センター内

労働条件

6月29日、多くの問題を抱えた高度プロフェッショナル制度を含めた働き方改革関連法案が野党の反対を押し切り、参議院本会議で可決・成立しました。

働き方改革関連法案は、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金の法整備など、労働者サイドの視点にたった内容が盛り込まれていますが、施行されるまでに労働組合は経営者と労働条件を確認する必要があります。

働き方改革関連法案は以下のとおり。

【残業時間の上限規制】

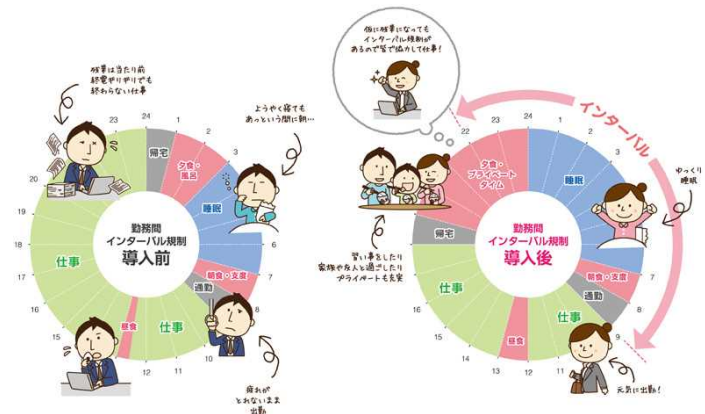
過労死の防止を目的として、時間外の上限を年720時間、月100時間（休日労働を含む）と、法律上の上限が設けられる。上限に違反した場合は、刑事罰を受ける可能性がある。大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から施行。

【有休取得の義務化】

有給休暇が10日以上ある労働者について、経営者は5日の有給休暇を取得させることが義務化される。経営者は労働者が有給休暇を取得しやすい勤務形態にする必要がある。企業規模にかかわらず2019年4月から施行。運用の見直しが急務。

【勤務間インターバル制度】

経営者は、終業から始業の間に一定の休息時間を確保する勤務間インターバル制度の普及促進に努める。勤務後は少なくとも10時間、あるいは11時間といった、心身を休める時間を設けることが望ましい。企業規模にかかわらず2019年4月からの努力義務。



【割増賃金率の中小企業猶予措置廃止】

残業時間が月60時間を超えた場合にかかる50%の割増賃金率は大企業に適用され、中小企業は適用が猶予されていたが廃止となる。2023年4月以降から適用。

【産業医の機能を強化（労働時間管理の強化含む）】

従業員の健康管理に必要な情報の提供を企業に義務付ける。企業規模にかかわらず2019年4月から施行。

【同一労働・同一賃金の原則適用】

正規社員と非正規社員が同じ仕事を行っている場合、基本給、諸手当、昇給、賞与などの待遇に不合理な差を設けることを禁止。大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から施行。

【高度プロフェッショナル制度の創設】

高収入（1075万円以上を想定）の専門知識を持った労働者が対象で、本人の同意を条件に労働時間規制や割増賃金支払から除外。企業規模にかかわらず2019年4月から施行。

【3ヶ月のフレックスタイム制が可能に】

8月は短く働いて、9月は長めに働くというような働き方も、今回の法改正を踏まえれば可能。企業企業規模にかかわらず2019年4月から施行。

【労働者の暮らしは大丈夫か】

働き方改革関連法は労働者サイドの視点にたった内容が盛り込まれていますが、労働時間の短縮は最初に残業時間を減少しなければ実現しない。

総務省の労働力調査（平成28年度版）によると、中小企業で年収300万～500万円の正規社員（主力構成員）は35～40%が月間30時間を超える残業をしている。多くの労働者は残業代を含めて、生計を維持しているのである。

中小企業で年収450万円の正規職員が月間30時間超の残業をしない場合、年収が45万円減少するという試算になり、年収400万円の場合は40万円の減少となり、残業代の減少によって、労働者の生活は厳しいものになることが想定される。

基本賃金を引き上げないと年収を維持することが困難になる。労働組合は働き方改革が自らの職場にどのように影響があるかを検証していく必要がある。

【連合鶴岡田川地協の取り組み】

- 7月27日（金）
勤労者会館サマーフェスティバル（18時00分・勤労者会館）
- 7月28日（土）
山形県最低賃金街宣行動（10時00分・パル前・伊勢原南SP前）
- 8月 2日（木）
労福協勤労者生活セミナー（18時30分・勤労者会館）
- 8月 4日（土）～ 6日（月）
平和行動 in 広島
- 8月 8日（火）～10日（金）
平和行動 in 長崎
- 8月10日（金）
第9回幹事会（18時15分・勤労者会館）
- 8月24日（金）
議員懇談会（18時15分・勤労者会館）
- 9月 7日（金）～10日（月）
平和行動 in 根室

勤労者会館 サマーフェスティバル

日時 7月27日（金）18時～
場所 勤労者会館駐車場



主催 田川地区労働者福祉協議会
後援 鶴岡市